

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和 5 年度海岸線 5000 形車両装置取替作業
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当

随意契約の理由

本作業は 5000 形車両の VVVF 装置、SIV 装置の載せ換え作業である。VVVF 装置はモーターの制御装置、SIV 装置は架線から取入れた電力を車両で使用する装置に任意の電圧に変更させ、安定供給させる装置であり、列車の運行には欠かせない装置である。

本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく載せ替え、調整、検査の実施及び特殊な電車部品の製作・手配を行える必要がある。これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に車体の製作、艤装を担当した川崎重工業株式会社以外にはないが、令和 3 年に同社車両カンパニーが行う事業について川崎車両株式会社に継承された。また、鉄道車両の全般検査・重要部検査、修理、改造等保守に関わる業務全般について、上記業者に移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。

担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)
------	---